

## 第149回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

### 1 日時・場所

平成25年12月2日(月) 10:00~11:40  
県庁10階 特1会議室

### 2 出席者

#### (1) 委員

柳瀬会長、伊藤委員、大枝委員、本間委員、久保委員、  
高田委員、川添委員、北澤委員

#### (2) 事務局

商工部中小企業振興課

### 3 審議事項

- (1) 「(仮称) ドラッグコスモス豊前八屋店」の新設届出
- (2) 「(仮称) ダイレックス久留米国分店」の新設届出
- (3) 「(仮称) ドラッグコスモス須恵店」の新設届出
- (4) 「(仮称) ドラッグコスモス古賀中央店」の新設届出
- (5) 「スーパーセンタートライアル小竹店」の新設届出
- (6) 「(仮称) ドラッグコスモス吉富町広津店」の新設届出

### 4 議事要旨

- (1) 「(仮称) ドラッグコスモス豊前八屋店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
委員から荷さばき車両の誘導計画について再度質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
- (2) 「(仮称) ダイレックス久留米国分店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称) ドラッグコスモス須恵店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称) ドラッグコスモス古賀中央店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (5)「スーパーセンタートライアル小竹店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から廃棄物保管施設等について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (6)「(仮称)ドラッグコスモス吉富町広津店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。